

9月20日～26日は、動物愛護週間です。

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の愛護と適正飼養について関心と理解を深めていただくことを目的に「動物愛護週間」を定めています。私たちの周囲で暮らしている動物たちが、今よりも少しでも楽しく安心して暮らせるように、そのために何ができるのか、また何を行う必要があるのか、是非この機会に考えてみてください。

あなたはルールを守っていますか？ ～犬の飼い主の義務とマナーについて

- 生後91日以上の子犬は、登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)を受けましょう。違反した場合、狂犬病予防法に基づき罰せられることがあります。
- 交付された鑑札と注射済票は必ず首輪につけましょう。
- 飼い主が変わったり、犬が死んだときは、届け出が必要です。
- 放し飼いは近所迷惑や事故を引き起こす原因になります。
- 散歩のときは、リードや綱でつなぎ、充分コントロールができる人が行いましょう。
- 散歩時の犬のフンは持ち帰り道路や公園、他人の土地を汚さないようにしましょう。
- 子犬が生まれて困るのであれば、不妊・去勢手術を受けさせましょう。



あなたの飼い猫はご近所から嫌われていませんか？ ～猫の飼い主の責任について

- 猫は室内飼いをしましょう。上下に動ける空間、清潔なトイレ、爪とぎの場所を作ることによって、ストレス無く飼うことができます。交通事故や病気からも守れますし、ご近所に迷惑をかけることも無くなります。
- 子猫が生まれて困るのであれば、不妊・去勢手術を受けさせましょう。手術することで、メス猫は発情期特有の鳴き声が無くなります。オス猫は性格が落ち着き、マーキングが減ります。
- 飼い猫のしるしとして首輪や迷子札をつけ、迷子や怪我をして保護されても、飼い主の連絡先がわかるようにしましょう。



犬や猫に限らず愛玩動物を飼う場合は、その動物の習性・病気や感染症等についての正しい知識を持つことも大切です。そして、最後まで責任を持って飼いましょう。もし、飼えなくなった場合でも捨てたりせず、責任を持って次の飼い主をさがしてください。

野良犬や野良猫にエサを与えるのはやめましょう。放れた犬を見つけたら、役場・警察署・動物愛護センター等へ連絡してください。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 環境係 担当：根本 電話 (0868) 54-2780